

# I 助産所評価の概要



## 1 なぜ、いま助産所評価なのか？

---

現在、様々な分野で第三者による認証評価が行われています。医療施設では、病院医療機能評価が行われていますが、助産所に対する第三者による評価は実施されていませんでした。現在、地域における助産師の活動が広く人々の期待を集めています。とくに助産所における助産実践が社会の理解と信頼を得るには、客観的・中立的な立場からの認証評価を受けることが必要です。助産所が評価を受ける最大の意義は、助産師ひとりひとりが「助産所はどうあるべきか」「そのために助産師は何をすべきか」などを深く考えるきっかけになることです。

改善項目に助産所のスタッフが一丸となって取り組むことで、結果として真の意味での「質の向上と安全」につなげることができるのです。

助産所評価は、2010年2月から実施されています。

## 2 助産所評価の目的

---

日本助産評価機構(以下、「本機構」という)は、助産所からの求めに応じて助産所評価を実施します。その目的は、日本の助産所における機能を評価すると共に、助産所における助産実践等の質の向上を図ることにあります。そのために、本機構が定める助産所評価基準(以下「評価基準」という)に基づき、次のことを実施します。

### 1) 質の保証と向上に向けた適格認定

助産所の助産実践活動等の質の保証と向上を図るため、助産所を定期的に評価し、助産所の機能が評価基準に適合しているか否かの認定をします。

### 2) 助産実践の改善に役立てるためのフィードバック

助産所の助産実践の改善に役立てるため、助産所の運営や助産実践に従事する助産師及び助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を助産所にフィードバックします。

### 3) 社会への説明責任

助産所における助産実践について、広く国民の理解と支持を得られるように助産所の実践状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担います。

### 3 助産所評価の特徴

---

本機構が実施する助産所評価には、以下のような特徴があります。

#### 1) 評価の目的

助産所活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行います。

#### 2) 評価基準

6章からなる「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の「解釈指針」で構成され、助産所として満たすことが必要と考えられる要件及び助産所の目的に照らして助産実践活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。

#### 3) 評価方法

評価基準に則した自己点検評価に基づき、書面調査及び現地調査により実施します。

#### 4) 評価結果

評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければなりません。

「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

### 4 助産所評価の基本的な方針

---

上記の目的を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて助産所評価を実施します。

#### 1) 評価基準に基づく適格認定の評価

評価基準に基づき、助産所の助産実践活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

評価の結果、評価基準に適合していると認めた場合に、適格認定を行います。本機構から適格認定を受けた助産所は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、助産所の理念・目的に照らして、助産実践活動等の水準を高めるよう努める必要があります。

## 2) 助産実践を中心とした評価

助産所評価は、助産所が質の高い助産実践を行うことを目的としていることから、助産実践を中心とした評価を実施します。

## 3) 助産所の個性の尊重に資する評価

助産所評価は、評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、評価を受ける助産所（以下、「申請助産所」という）の個性や特色が十分に発揮できるよう、それぞれの助産所が有する「理念・目的」を踏まえて実施します。このため、評価基準の設定においても、それぞれの助産所の「理念・目的」を踏まえた評価を行えるような配慮をしています。

## 4) 自己評価に基づく評価

助産所評価は、助産実践活動等の個性化や質的充実に向けた助産所の主体的な取り組みを支援し、促進するためのものです。

評価を実施するにあたっては、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして、本機構の示す評価基準、及び自己評価実施要項に基づいて、助産所が自ら評価を行うことが大切です。

この助産所評価は、助産所が行う自己評価の結果（助産所の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む）を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、評価を希望する助産所に対して、本機構の実施する助産所評価の仕組みや方法、自己点検評価票の作成等について説明し、評価実施への理解が深まるよう事前説明会を実施します。

## 5) 透明性の高い評価とシステムの改善

助産所評価の結果に対する「異議申立て制度」を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い評価を行います。

また、評価経験者の意見や評価を受けた助産所等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

## 5 助産所評価の組織体制

---

本機構の助産所評価に係る組織体制は、助産実践評価部評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する助産所からの異議申立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。(図1参照：右ページ)

### 評議会

本機構の理事会が選任した評議員9名（実践に従事する助産師、助産教育に従事する大学教員、一般有識者）により構成され、評価基準の策定・変更等、助産実践評価事業の基本的事項決定のほか、評価結果に対する申請助産所からの異議の採否を決定し、必要があるときには評価報告書（最終案）の修正を行います。

### 評価委員会

評議会が選任した評価委員10名程度（実務に従事する助産師、大学及び大学院助産分野の専任教員、一般有識者を原則とする）および若干名の幹事により構成され、評価報告書（最終案）を作成するほか、評価事業の実施に関する事項を決定します。

### 評価チーム

評価委員会が申請助産所ごとに選任した評価員により構成され、構成人数は原則として3名とし、2名は助産実践に従事する助産師、1名は助産師であって助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者であり、その内1名を主査とし、1名を副査とします。

助産所の自己点検評価票その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめ、申請助産所に質問事項とともに送付します。

その後、現地調査を実施し、自己点検評価票、関連必須資料、現地調査の結果をもとに調査報告書（案2）を作成し、評価報告書（原案）を評価委員会に提出します。

### 異議審査委員会

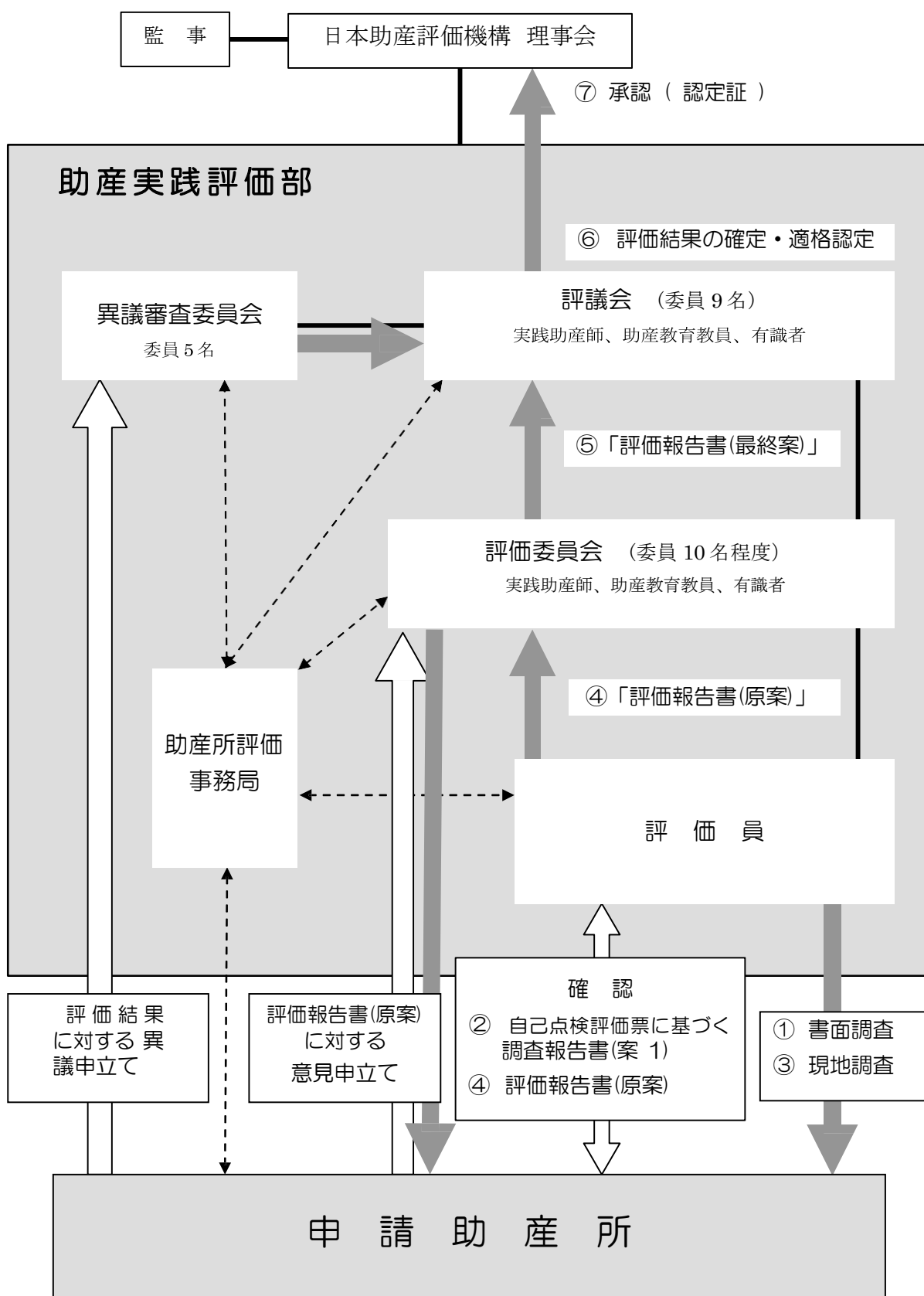
評議会が選任した異議審査委員5名で構成され、委員のうち3名は実践に従事する助産師、助産分野の専任教員、有識者とし、2名は本機構の副理事長および監事とします。

評価結果に対し、申請助産所から異議の申立てがなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を評議会へ提出します。

### 事務局

評価委員会が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、適格認定に係る事務を処理します。

図1 助産所評価の組織体制



## 6 助産所評価の実施体制

---

### 1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、助産所の助産実践者及び見識を有する助産教育者、並びに一般の学識経験者から構成される評議会を設置します。

さらにその下に、具体的な評価を実施するための評価委員会を編成します。評価委員会は、助産実践者、助産教育者及び一般有識者を配置します。

さらに申請助産所ごとに評価委員会が選任した評価員から成る評価チームを編成します。ただし、その助産所に関係する評価員は、評価チームには配置しません。

また、評価員は、助産所管理者及び助産師関係団体等から広く推薦を求め、その中から、評価委員会の議を経て決定します。

### 2) 評価員に対する研修

本機構が実施する評価をより実効性の高いものとするために、客観的な立場から専門的判断を行い、信頼性の高い評価を実施する必要があります。

このため、評価員の共通理解の下に、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう助産所評価の目的、内容及び方法等について研修を行います。

本機構では、このような研修を受けた評価員が評価を実施します。

## 7 助産所評価基準と評価プロセス

---

### 1) 評価基準の内容 (参照：p.113 自己点検評価票)

(1) 評価基準は、医療法に規定される設置基準等、保健師助産師看護師法等、助産師の声明、助産所業務ガイドライン等に基づいて作成されています。

さらに、この評価基準は本機構が助産所の助産実践活動等に対して適格認定をするために、助産所に必要な要件、及び、助産所の理念・目的に照らして、助産実践活動等の状況を多面的に分析する内容を定めたものです。

(2) 評価基準は、6章で構成され、章ごとに必要な基準が定められているとともに、それぞれの基準に関する説明、及び例示を規定した解釈指針が設けられています。

(3) 解釈指針は4段階で評価を行います。

1：常に行っている

2：大体行っている



3：あまり行っていない                      4：全く行っていない

評価基準の判定については、次の2種に分類されます。

A 助産所の機能として「適切である」と判断されるもの。

各解釈指針に対して「1」か「2」であること。

1：常に行っている                      2：大体行っている

B 助産所の機能として「適切でない」と判断されるもの。

各解釈指針に対して「3」か「4」であること。

3：あまり行っていない                      4：全く行っていない

(4) 適格認定を受けるためには、すべての評価基準がA「適切である」判定であり、かつ自己点検評価票の「解釈指針判定1必須項目」が、すべて「1」でなければなりません。

1：常に行っている

## 2) 評価プロセスの概要

助産所評価は、概ね以下のようなプロセスで実施されます。

### (1) 助産所における自己評価

助産所は、自己評価実施要項に従って自己評価を実施し、自己点検評価票を作成します。自己評価は、基準ごとに、基準及び解釈指針に従って、助産所の助産実践活動等の状況を分析し、記述します。助産所には、すべての基準に係る状況を分析、記述することが求められます。ただし、「…の場合」といった条件が付されている基準や解釈指針について、該当しない場合には分析する必要はありません。また、評価基準の章ごと（ただし、第2章は評価項目ごと）に、助産所の理念や目的に照らして優れた点や改善を要する点等を記載します。

### (2) 本機構における評価

- ① 基準ごとに、自己評価の結果を踏まえ、評価基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにします。
- ② 章ごとに、評価基準の記述の中から、助産所の理念・目的に照らして、その取り組みが優れていると判断される場合や改善の必要が認められる場合に、その旨の指摘を行います。
- ③ 評価の結果、全ての評価基準がA「適切である」判定であり、かつ「解釈指針判定1必須項目」がすべて「1」判定であるときに、評価基準に適合していると認め、助産所に適格認定を行い、その旨を公表します。また、評価基準に適合していないと判断された場合には、助産所に適格と認定されないことを通知します。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び現地調査により実施します。書面調査は、自己評価実施要項に基づき、助産所が作成する自己点検評価票、及び、本機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析に基づいて実施します。現地調査は、別に定める実施要項に基づき、評価員が助産所を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に実施します。

(4) 意見の申立て

評価結果は、助産所における助産実践活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性・正確性を確保し、確定する必要があります。このため、「評価報告書（原案）」を助産所に通知し、それに対する意見の申立ての機会を設けます。

意見の申立てがあった場合には、評価委員会で審議を行った上で「評価報告書（最終案）」を作成、評議会にて最終的な評価結果を確定します。

(5) 異議の申立て

適格と認定されない評価結果に対する異議の申立ての審議に当たっては、評議会の下に異議審査委員会を置き、その議を踏まえて、評議会において最終的な決定を行います。

(6) 評価基準の改訂等

本機構は、助産実践者、助産教育者及び、一般有識者の意見を踏まえて、適宜、評価基準等の改善を図り、評価システムの構築に努めます。評価基準の改訂及び評価方法の必要な事項の変更は、事前に助産実践者及び助産教育関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評議会において審議・決定します。

### 3) 評価のスケジュール

申請助産所は、1 → 2 → 3 の順で手続きを進めます。



## 8 助産所評価料

---

本機構は、評価に関して助産所の負担する評価料の詳細について、別に「助産所認定評価 評価料に関する規程」(p.91)に定めています。

例： 申請前年1月～12月の分娩件数が約60件未満の場合

基本費用15万円＋分娩件数に応じた5万円＋消費税＝21万6千円

※ 本機構の会員でない場合は、さらに1年間の会費を加えた額となります。

## 9 助産所評価の結果と公表

---

- 1) 評価報告書は、助産所ごとに作成・通知し、本機構ホームページで公表します。
- 2) 本機構の印刷物・ホームページ等により広く社会に公表するとともに、関連行政機関・各メディアにも公表します。

## 10 情報公開

---

- 1) 本機構は、社会と助産所の双方に開かれた組織であり、助産所評価については、常に透明性・客観性を高めることが求められています。  
このことから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限りホームページへの掲載等適切な方法により、広く社会に提供します。
- 2) 本機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、特定の個人を識別できるものや、開示すると正当な利益を害する恐れがあるもの等を除き、原則として評価に関して保有する情報を開示します。  
ただし、助産所から提出され、機構が保有することとなった文書の開示に当たっては、助産所と協議します。

## 11 評価の時期

---

- 1) 助産所評価は、申請受理後、評価スケジュールに沿って実施します。
- 2) 助産所評価を希望する助産所は、本機構が開催する事前説明会への参加、あるいは個別説明を受ける必要があります。事前説明終了後に、参加証あるいは終了証をお渡しします。事前説明終了後、翌6月までに定められた様式に従って申請することが必要です。

本機構は、助産所から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく助産所の評価を実施します。

3) 適格認定の有効期間は、認定日から5年間とします。

## 12 助産所運営に係る重要な変更への対応

---

適格認定を受けた後に、以下の助産所運営に関わる重要な変更①～④が生じた場合は、速やかに事務局を通して本機構に報告してください。

- ① 助産所開設者・管理者の変更
- ② 助産所の移転や大規模な改築
- ③ 嘱託医や嘱託医療機関の変更
- ④ 業務形態の変更など

評議会がこれらの内容を審議し、その結果は、本機構の理事会に諮り、承認を得た上で助産所に通知します。

また、助産所の意見を聞いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

## 13 認定の取り消し

---

適格認定を受けた場合においても、次の場合、認定を取り消すことがあります。

- ① 助産実践において重大な過失が生じた場合
- ② 助産所の管理者に品位を欠く行いがあると認められる場合
- ③ 機構の求めに応じることなく定時の年次報告を怠った場合
- ④ その他、認定が適格でないと認める場合

## 14 助産所年次報告書の作成と提出

---

適格認定された助産所は、助産所評価手続規則第12条 (p.89) により、年次報告書を認定期間(5年間、定められた様式にしたがって毎年1年分(1月～12月))を本機構へ提出する必要があります。

提出された年次報告書の内容について評価委員会が審議し、報告内容に問題がある場合には、問題を指摘して通知します。

## 15 助産所会員

適格認定された助産所は、認定された年度より「助産所会員」となり、「助産所会員」としての会費を毎年納めることとなります。

## 16 認定証および認定マーク

適格認定された助産所には、認定証が交付されます。認定機関と助産所名が明記された認定マークも発行されます。この認定マークは、助産所案内やパンフレットなどの刊行物やホームページにご掲載ください。本機構は、この認定マークが、適格認定された助産所が常に自己点検評価に取り組んでいること、

社会に対して助産所の質が保証されていることをアピールし、その象徴となることを目指しています。

### <助産所評価認定マーク>



※ 適格認定マークはCDROMに入れてお渡ししますのでご利用ください。

### < 認定証 >

